

## 科学研究費補助金研究成果報告書

平成 21 年 3 月 31 日現在

研究種目：基盤研究（B）  
 研究期間：2005～2008  
 課題番号：17330021  
 研究課題名（和文） グローバル社会における民事手続法制度の継受と伝播 比較立法学の観点から  
 研究課題名（英文） The Reception and Transmission of Civil Procedural Law in the Global Society under the Aspect of Comparative Legislative Study  
 研究代表者  
 出口 雅久 (DEGUCHI MASAHISA)  
 立命館大学・法学部・教授  
 研究者番号：70237022

研究成果の概要（和文）：本研究グループは、「グローバル社会における民事手続法制度の継受と伝播 - 比較立法学の観点から」というテーマで 2005 年度から 2008 年度まで四年間継続して研究し、2006 年 9 月には、京都・立命館大学法学部において、民事訴訟法学における国際的な学術ネットワークを構築するために「国際訴訟法学会」を本学に誘致し、外国人招聘研究者 25 名、また、内外の民事訴訟法学者・実務家 130 名をお迎えして「民事訴訟法の継受と伝播」というテーマで日本語版・英語版の報告集を出版することができた。また、研究会の締めくくりとして、2008 年 3 月にも、東欧諸国を中心にドイツ民事訴訟法の影響に関する国際シンポジウムを開催し、立命館法学および Ritsumeikan Law Review にその研究内容を公表している。

研究成果の概要（英文）：Our research group has researched for four years about “The Reception and Transmission of Civil Procedural Law in the Global Society under the Aspect of Comparative Legislative Study” from 2005 through 2008. We have organized the International Association of Procedural Law “The Reception and Transmission of Civil Procedural Law in the Global Society” about in Kyoto 2006 and invited the 25 Scholars from all over the world with more than 130 participants. We have published two books (Japanese version and English version). Finally we have organized the symposium about “The Reception and Transmission of Civil Procedural Law” under the consider of east European countries in Kyoto 2008 and published also our research results on the Ritsumeikan Law Review and Ritsumeikan Hogaku 2010.

## 交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2005 年度	4,000,000		4,000,000
2006 年度	3,500,000		3,500,000
2007 年度	3,500,000	1,050,000	4,550,000
2008 年度	3,500,000	1,050,000	4,550,000
年度			
総計	14,500,000	2,100,000	16,600,000

研究分野：民事法

科研費の分科・細目：民事訴訟法

キーワード：民事訴訟法、シビルロー、コモンロー、比較法、EU法

## 1. 研究開始当初の背景

2004年4月にゲント大学法学部マルセル・シュトルメ教授(当時国際訴訟法学会理事長)が立命館大学法学部を訪問した際に、2006年に本学において国際訴訟法学会を開催していただきたいとの打診を受け、候補地の視察を兼ねて、当時の事務局長ペーター・ゴットバルト教授とともに比較民事訴訟法などについて国際共同セミナーを開始したのが、本研究の発端である。その後、2005年の国際訴訟法学会・パリ大会の理事会において京都大会のコンセプトについて協議するに至り、本研究の全体像が確定した。

## 2. 研究の目的

本研究は、アジア、ヨーロッパ、北米、南米における民事訴訟法の継受と伝播について歴史的・比較法的に分析し、シビルローとコモンローのハーモナイゼーションについて検討することにある。本研究では、まずは判決手続に関する問題を中心に研究を行った。

## 3. 研究の方法

国際訴訟法学会を立命館大学に誘致し、定期大会を行い、世界の多くの研究者との学術交流を推進し、可能な限り、国際的な民事訴訟法学会を調査研究しながら、研究の締めくくりとしては、ドイツ民事訴訟法の東欧への影響についても検討するというオーソドックスな比較法的研究会を中心に行った。

## 4. 研究成果

本研究は、平成16年度科学研究費基盤研究(C)課題番号16633002「国際訴訟法と法曹養成」で企画調査として開始し、平成17年度から四カ年の研究計画に基づいて本格的に開始したものである。「グローバル社会における民事手続法の継受と伝播」という統一テーマの下に、民事手続法の各分野における比較立法学的な見地から、とりわけ、アジア、EU、アメリカという主要な立法・法典化作業がグローバル社会の中で相互にどのように影響を与えているのかを探求するものである。まず、平成17年度4月初旬に研究代表者である出口雅久は、ポーランド・ワルシャワ大学法学部で開催されたドイツ国際訴訟法学会(ペーター・ゴットバルト理事長)に参加し、ヨーロッパ、とりわけ東ヨーロッパの新規EU加盟国の民事訴訟法研究者と接触し、

新EU加盟国における民事訴訟法の法典化作業の現状について調査研究を行った。その際、モスクワ国立大学ディミトリー・マレシン教授およびブタペスト大学法学部イストバン・バルガ博士、さらには、5月には、ケルン大学法学部ハンス・ブリュッティング教授(ドイツ民事訴訟法学会理事長)と京都で会談し、2006年9月の国際訴訟法学会でのドイツ側報告者として承諾していただき、報告テーマについて協議した。7月にはスロベニア・ルブリャア大学法学部ベスナ・リヤッベ教授をお招きし、EU新加盟国であるスロベニア民事訴訟法の現状について報告いただいた。7月末からは出口雅久が米国・シアトルにあるワシントン大学ロースクールを訪問し、トーマス・アンドリュウス教授とアメリカにおける民事手続法の現状について意見交換を行った。また、ベロニカ・テラー教授とは、9月の国際訴訟法学会でのプリセッションにアメリカにおける法学教育についてご報告いただくようご依頼し、ご快諾を頂いた。また、現地では、日本法に造詣の深いクリストフ・ヘルム弁護士も訪問し、アメリカ訴訟法の運用状況について実務家の立場からご教示いただいた。さらに、9月初旬には、出口雅久がフランス・コルマー・キンツハイム・日本学研究所を訪問し、クライン所長と共同研究の可能性について協議した。また、ドイツ・ザラント大学ヨーロッパ研究所前所長ゲオルグ・レス教授(元ヨーロッパ人権裁判所判事)と会談し、ヨーロッパ諸国における訴訟法の法典化作業について意見交換を行った。さらに、スイス・ジュネーブのヨーロッパ法曹会議に参加し、ヨーロッパ民事訴訟法の現状について意見交換を行った。9月末には、ウィーン・ブタペストで共同開催された国際訴訟法学会に参加し、東ヨーロッパにおける民事訴訟法の展開について資料収集を行い、多くの関係者と意見交換を行った。とりわけ、国際訴訟法学会のシュトルメ理事長、ゴットバルト事務局長ほか理事会のメンバーと協議し、2006年9月の国際訴訟法学会・京都大会の大会次第について説明し、報告者についても検討会を行った。報告者としては、イタリア、ブラジルなども追加することで理事会より大会次第が了承された。

平成18年9月20日より22日まで国際訴訟法学会・京都大会が立命館大学において日本民事訴訟法学会等の協力の下に開催された。テーマは、「民事訴訟法の継受と伝播」である。本研究課題の核心的なテーマについ

て、世界中から 400 名以上の正会員を擁する国際学会として著名な国際訟法学会を京都に誘致して国際共同研究を推進することができた。報告者は、日本、韓国、中国、インド、ブラジル、アメリカ、イギリス、ドイツ、フランス、オランダ、フィンランド、ロシア、イタリアに及び、世界の民事訴訟法の歴史的な発展及び相互作用について極めて重要な問題提起が行われた。とりわけ、今回の国際シンポジウムには、日本、韓国、中国、ドイツなどの各民事訴訟法学会の理事長が参加し、植民地支配の時代などを法継受と法移植の問題点なども指摘した上で、虚心坦懐に民事訴訟法の継受と伝播について世界各国の民事訴訟法研究者と議論できたことは、日本民事訴訟法学会としてはじめての取り組みであった点は注目すべきである。また、今回の国際シンポジウムの特徴は、リトアニア、ポーランド、ハンガリー、スロベニアなど新しい EU 加盟国から若い民事訴訟法研究者が多数参加した点である。さらに、今回の国際シンポジウムには、中国法学会が訪問団を組織して、はじめて国際訟法学会に正式に参加した点も指摘しておきたい。グローバル社会における民事訴訟法制度は、その国の政治・経済・文化の枠を超えて、トランスナショナルな民事訴訟法原理・原則へと収斂していくという傾向は、今回の国際シンポジウムでもかなり明確になったものと考えられる。ちなみに、今回は国際プレシンプとして、国際訟法学会に参加された研究者の協力の下にグローバル社会における法曹養成に関する新しい教育方法についても議論する機会を得ることができた。国別報告書については、日本語版と英語版で出版された。(後述)

平成 19 年度は、4 月 5 日に岡山大学法科大学院において、また 4 月 8 日には九州大学法科大学院においてウィーン大学法学部ヴァルター・レヒベルガー教授による研究会を開催した。その後、4 月 11 日よりドイツ・レーゲンスブルク大学で開催されたドイツ国際手続法学会に参加し、ヘルベルト・ロート教授、ペーター・ゴットバルト教授、ケスタ・ヴァルチェン教授、ディーター・ライポルド教授およびロルフ・シュトゥルナー教授等と来年のミニシンポについて協議した。5 月 1 日から 7 月 31 日まではフンボルト財団の招聘で引き続きフライブルク大学で在外研究を行い、2006 年度 IAPL 京都大会の報告書・日本語版・英語版の編集作業を開始した。8 月 1 日から 26 日まではケルン大学法学部手続法研究所反す・プリュッティング教授を訪問し、来年のミニシンポのテーマについて協議した。また、8 月 10 日にはゲント大学法学部マルセル・シュトルメ教授と英文出版の編

集について協議し、ベルギーのマクルー出版と出版契約を正式に締結した。9 月 15 日から 20 日まではブラジル・サルバートルにおいて世界訟法会議に参加し、理事会の改選により国際訟法学会副理事長に就任した。なお、2006 年度 IAPL 京都大会の報告書は、日本学術振興会学術図書補助を受けて、信山社より松本博之・出口雅久編「民事訴訟法の継受と伝播」を刊行した。さらに、同英語版"The Reception and Transmission of Civil Procedural Law in the Global Society"は、ベルギーの Maklu 出版より刊行された。2008 年 3 月 3 日には、ボローニャ大学法学部にフェデリコ・カルビ国際訟法学会理事長を訪問し、4 月 5 日のパリ第一大学での国際訟法学会常務理事会について協議した。さらに、3 月 4 日にはフィレンツェ大学法学部において消費者団体訴訟について講演した。3 月 22 日にはキール大学法学部ハイモ・シャック教授と国際訟法および知的財産権紛争についてセミナーを開催した。

2008 年 4 月 1 日より 2009 年 3 月中旬までは、本研究の締めくくりとしての国際シンポの準備作業を行った。今回の国際シンポジウムには、欧州連合よりドイツ・ハイデルベルク大学法学部ブルクハルト・ヘス教授、イタリア・フィレンツェ大学法学部レモ・カポーニ教授、リトアニア・ビルニュウス大学法学部ピタウタス・ネクロシュウス教授、ポーランド・ワルシャワ大学法学部キャロル・ヴァイツ教授、スロベニア・リュブリャナ大学法学部アレッシュ・ガーリック教授を招聘し、現・龍谷大学法学部松本博之教授をコメンテーターとして、2009 年 3 月 26 日から 28 日まで立命館大学朱雀キャンパス法科大学院において「民事手続法の継受と伝播」と題する国際シンポジウムを開催した。なお、本研究は、今後も可能な限り継続する予定である。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文](計 12 件)

ペーター・ゴットバルト著、出口雅久、工藤敏隆共訳、「ヨーロッパ民事訴訟法」、立命館法学、査読有、299 号、2005 年、600-645

ペーター・ゴットバルト著、出口雅久、工藤敏隆共訳、「国際民事訴訟法の現状」、立命館法学、査読有、299 号、2005 年、646-660

ペーター・ゴットバルト著、出口雅久、工藤敏隆共訳、「比較民事訴訟法」、立命館法学、査読有、299 号、2005 年、581-599

マルセル・シュトルメ著、出口雅久、生田美弥子共訳、“カテドラル創造者の夢 - ヨーロッパ民事訴訟法手続の統一 - ”、立命館法学、査読有、299号、2005年、661-680

出口雅久、“日本にとってドイツ法学とは - 民事訴訟法からのコメント ”、民商法雑誌、査読無、132巻4・5号、2005年、549-554

ヴァルター・レヒベルガー著、出口雅久、本間学共訳、フランツ・クラインの思想とそのヨーロッパにおける民事訴訟法の展開に対する意義、立命館法学、査読有、320号、2008年、222-236

ヴァルター・レヒベルガー著、出口雅久、本間学共訳、オーストリア仲裁法の改革、立命館法学、査読有、320号、2008年、237-254

ハイモ・シャック著、出口雅久、本間学共訳、ヨーロッパ国際民事手続法の今日的展開と問題、立命館法学、査読有、323号、2009年、91-116

出口雅久、本間学、松本博之他、国際シンポジウム・民事手続法の継受と伝播、立命館法学、査読有、326号、2009年、348-480

〔学会発表〕(計9件)

出口雅久、最近の日本民事訴訟法改正、中国民事訴訟法学会研究会、2008年9月20日、中国・蘭州

〔図書〕(計2件)

松本博之・出口雅久編、信山社、民事訴訟法の継受と伝播、2008、386

Marcel Storme & Masahisa Deguchi, The Reception and Transmission of Civil Procedural Law in the Global Society, Legislative and Legal Educational assistance to Other Countries in Procedural Law, Maklu Verlag, 2008, 359

〔産業財産権〕

出願状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計0件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：

番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

出口 雅久 (DEGUCHI MASAHISA)  
立命館大学・法学部・教授  
研究者番号：70237022

### (2) 研究分担者

田村 陽子 (TAMURA YOKO)  
立命館大学・法学部・准教授  
研究者番号：60344777

小田 美佐子 (ODA MISAOKO)  
立命館大学・法学部・准教授  
研究者番号：20388078

中野 俊一郎 (NAKANO SYUN ICHIRO)  
神戸大学・大学院法務研究科・教授  
研究者番号：30180326

橋本 聡 (HASHIMOTO SATOSHI)  
東海大学・法学部・教授  
研究者番号：00246068

本間 学 (HONMA MANABU)  
朝日大学・法学部・講師  
研究者番号：80387464

渡辺 惺之 (WATANABE SATOSHI)  
立命館大学・大学院法務研究科・教授  
研究者番号：30032593  
(H17)

酒井 一 (SAKAI HAJIME)  
名古屋大学・大学院法務研究科・教授  
研究者番号：70248095  
(H17,18)

### (3) 研究協力者

マルセル・シュトルメ  
 Gent 大学・法学部・名誉教授

ペーター・ゴットバルト  
レーゲンスブルク大学・法学部・教授

ディーター・ライポルド  
フライブルク大学・法学部・教授